

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
及び堺市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

(堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(堺市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則)

第2条 堺市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成20年規則第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定の適用については、留置施設に留置されてこの規則の施行前にした行為に対する懲役（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役をいう。以下同じ。）又は禁錮（旧刑法第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）の刑の執行を受けている場合は留置施設に留置されて拘禁刑の執行を受けている場合と、留置施設に留置されて当該行為に対する旧拘留（旧刑法第16条に規定する拘留をいう。以下同じ。）の刑の執行を受けている場合は留置施設に留置されて拘留の刑の執行を受けている場合とみなす。

(堺市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の堺市消防団員等公務災害補償条例施行規則第5条第1号の規定の適用については、留置施設に留置されてこの規則の施行前にした行為に対する懲役又は禁錮の刑の執行を受けている場合は留置施設に留置されて拘禁刑の執行を受けている場合と、留置施設に留置されて当該行為に対する旧拘留の刑の執行を受けている場合は留置施設に留置されて拘留の刑の執行を受けている場合とみなす。